
青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

本市の教育委員会所管のいじめ防止対策審議会の委員の報酬額については、これまで当該審議会の委員を推薦していただく団体から、業務内容と比較し額が低いといった御意見をいただいていたところである。

このような中、国においては、いじめ防止対策推進法の施行から 10 年が経過し、調査の実施に係る様々な課題も明らかになっていることから、重大事態発生時の初動対応や調査の精度を上げるため、令和 6 年 8 月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂したところである。

このことにより、今後、本市においても全国と同様に重大事態の発生件数の増加が見込まれること、また、調査等に係る業務の増加が見込まれることから、教育委員会では、重大事態の調査の進め方について再確認を行い、他都市の当該審議会の実施状況等について調査を行ったところである。

その中で、本市の現行の報酬額が他都市と比較し低く、他都市と同等の額へ増額するための改正が必要であることから、令和 7 年第 1 回青森市議会定例会へ提案しようとするものである。

2 改正内容

(1) いじめ防止対策審議会（教育委員会所管）の委員の報酬額を改定

当該委員が青森市いじめ防止対策審議会条例第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる事項（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査審議等）を行った場合の報酬額を日額 8,700 円から日額 20,000 円に増額するもの。

(2) いじめ調査委員会（福祉部所管）の委員の報酬額を改定

市長が教育委員会や学校による重大事態の調査結果の報告を受けた際に、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要があると認める場合に調査を行う当該委員会の委員の報酬額を、改定するいじめ防止対策審議会の委員の報酬額と同額に増額するもの。

3 施行期日

公布の日から施行する。